○○大学○○研究所運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：「共同利用・研究拠点の認定等に関する規程」の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

| 現　　　行 | 改　　　正 |
| --- | --- |
| （略）  （構成）  第３条 （略）  （１） （略）  （２） （略）  （３） （略）  ２ 委員の数は、学内外についてほぼ同数とする。ただし、研究所内の委員の数が委員総数の2分の1を超えることはできない。  （略） | （略）  （構成）  第３条 （略）  （１） （略）  （２） （略）  （３） （略）  ２ 委員の数は、学内外についてほぼ同数とする。ただし、学内者の数が運営委員会構成員の総数の2分の1を超えることはできない。  （略） |

附　則

この規則は、平成○○年○月○日から施行する。